

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 23 回一般原則部会

日時 : 2006 年 4 月 10 日 (月) ~ 4 月 14 日 (金)

場所 : パリ (フランス)

仮議題

1 .	議題の採択
2 .	本部会に付託された事項
	a) コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
	b) 前回の一般原則部会から付託された事項: 食品衛生部会の作業の運営について
3 .	食品安全のためのリスク分析についての作業原則原案
4 .	食品の国際貿易における倫理規範の改訂原案
5 .	コーデックス手続きの改正案
	a) 執行委員会の構成メンバーの任期
	b) 地域調整国と地域ごとに選出された執行委員会メンバーのそれぞれの役割
6 .	コーデックス規格及び関連文書の策定手続きの見直し
	a) 手続きの改正原案 (インドからの提案)
	b) コーデックス規格及び関連文書の策定手続きのステップ 8 における検討 (経済的影響に関連する文書の検討も含む) のための指針、コーデックス規格の改訂と修正の手続きのための指針、無期限に休止している部会で策定されたコーデックス規格の修正手続きの見直し
7 .	コーデックス規格に関する一般原則の見直し
8 .	コーデックス規格及び関連文書の受諾に関する「interim (暫定措置)」という用語の検討
9 .	食品安全に関するリスク分析における用語の新しい定義の提案 (ニュージーランドからの提案)
10 .	手続きマニュアルの構成及び体裁についての検討
11 .	その他の事項及び今後の作業
12 .	次回会合の日程及び開催地
13 .	報告書の採択

第 23 回一般原則部会 (CCGP) の主な検討議題

日時 : 2006 年 4 月 10 日 (月) ~ 4 月 14 日 (金)

場所 : パリ (フランス)

主要議題の検討内容

議題 3 : 食品安全のためのリスク分析についての作業原則原案

加盟国政府を対象としたリスク分析原則の文書について検討するものである。前回の本部会では、2004 年にカナダ及びアルゼンチンを議長として開催された作業部会の結果を踏まえて議論を行ったが、文書策定の必要性の有無、策定とした場合の内容 (リスク分析のすべての要素を対象とするか、リスク評価に限定するか、予防措置に関する記述を含めるか) について、意見が大きく分かれた。

その結果、新たに米国を座長、マレーシア、モロッコを副座長とする作業部会を設置し作業を継続すること、その際、現在の原則原案より政府向けに焦点を当てた内容とするため、作成すべき文書の目的と範囲、盛り込むべき事項について検討することとし、当該作業はステップ 2/3 に戻された。

日本は、食品安全の分野でコーデックスが加盟国向けの文書を作成することは有用であるとの理由から、文書策定作業の継続を支持してきたところであり、リスク分析のすべての要素を含む内容を対象としつつ、国レベルで必要な基本的な概念に焦点を絞った文書作成が望ましいとの立場で対処したい。

議題 4 : 食品の国際貿易における倫理規範の改訂原案

食品の国際貿易における倫理規範 (1978 年制定、1985 年改訂) について、1998 年より改訂原案の検討が行われてきた。しかし、前回の本部会では、改訂すべきか否か、また、どのように改訂すべきかについての合意は得られず、食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) に対し、「安全ではない、不適切な、または輸出国の安全基準を満たさない食品の輸出」に関し、CCFICS の所掌の範囲で勧告できるかどうか、また、輸入食品の監視システムが不十分な国の問題を解決するガイダンスを提供できるかどうかという質問を提示した。改訂原案は、CCFICS からの返答を待って次回本部会で検討されるまで、ステップ 3/4 で留め置かれることとなった。その後開催された第 14 回 CCFICS において、討議資料を作成するための作業部会設置が決定されたところである。

今回の本部会では、今後の本議題検討の進め方について、既存の原案に基づく検討を再開するか、検討を中止するか、または CCFICS からの回答がなければ次

回の本部会にて再開又は中止を決めるという理解で次回会合まで検討を延期するかを議論する予定である。CCFICS における検討を尊重する立場で対処したい。

議題 7 : コーデックス規格に関する一般原則についての再検討

第28回コーデックス総会において、コーデックス規格受諾手続きの廃止が合意され、手続きマニュアルの所要の修正が成されたが、コーデックス規格受諾手続きガイドラインの第4パラグラフ（コーデックス規格がそれぞれの国の法規制に取って代わるものではないことを記述した部分）については、コーデックスの重要な原則を述べていることから削除すべきでないとの意見もあったことから、当該部分を一般原則にどのように盛り込むかについて本部会に検討が求められたもの。該当パラグラフを一般原則の最後尾に追加した事務局作成の原案を支持する立場で対処したい。

議題 8 : コーデックス規格及び関連文書の受諾に関する「interim (暫定措置) 」という用語の検討 (資料未着)

残留農薬部会の提案により、“ interim MRL ” が採択された。また、その他の部会が、将来見直すことを前提に、暫定的に (on an interim basis) 基準値、用語の定義等を策定している場合がある。第27回コーデックス総会において、「暫定 (interim) 」という用語について明確にする必要があるとの意見が出され、これを受けて、本部会にその定義の検討が求められていた。本会合では、コーデックス事務局が過去に採択された暫定規格や暫定基準の事例、「暫定」を明確にするための提案、暫定措置を適用する際の条件等を記述した討議資料を作成し、それを基に議論することとなっている。

議題 9 : 食品安全に関するリスク分析における用語の新しい定義の提案 (ニュージーランドからの提案)

前回の部会において、食肉衛生部会からの報告事項として「食肉衛生規範案」についての情報提供がなされた際、衛生規範において使用されている用語「リスクベース (risk-based) 」について定義作成が提案されたが、新規作業には時期尚早とされ、ニュージーランドが討議資料を作成し次回本部会で検討することとなった。

ニュージーランドが作成した討議資料では、「リスクベース」の基準の策定・導入には、体系的なリスク管理の一連の流れが必要であるとの考えに基づき、以下のように「リスクベースの基準」及び「リスク管理の枠組み」という2つの用語の定義を提案している。

「リスクベースの基準とは、リスクに関する明確な知見に基づき、健康保護についてある一定の水準を達成するために定められた基準のこと。」

「食品の安全性に関するリスクベースのアプローチを適用するための過程は、体系的な一連の流れであり、4つの一般的な段階から成る。すなわち、リスク管理の初期作業、リスク管理措置の選択肢の同定と選択、リスク管理措置の実施及びモニタリングと見直し、である。」